

次期国民健康づくり運動のプラン策定に向けた検討の進め方

- ・ 平成 25 年度から開始する予定である次期国民健康づくり運動のプラン（以下「次期プラン」という。）策定に向けた検討は、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会（以下「部会」という。）において行うこととし、最終的には、次期プラン（基本方針）案については、部会に対する諮問・答申により取りまとめることとする。
- ・ また、部会における検討に当たっては、現在の健康日本 21 において設定された各分野のほか、新たに設定すべき分野や評価手法などに係る具体的なデータ収集、評価指標や目標値等の検討などの作業が必要であることから、部会の下に、関係する分野の有識者や専門家による専門委員会を設置し、部会と連携しながら検討作業を進める。
- ・ なお、専門委員会を設置するため、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会運営細則を新たに定めることとする。

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会設置要綱

（次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会委員長決定）

1. 目 的

急速な人口の高齢化や生活習慣の変化に伴う疾病構造の変化に対応し、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、平成12年より「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を策定し、平成24年度までを運動期間として取組が進められてきた。

この健康日本21においては、各分野ごとに個別に設定された健康づくりの目標や関連する取組・施策の達成度の評価を行い、その結果を取りまとめたところである。

こうした健康日本21の評価の結果や、国民の健康を取り巻く現状や課題等を踏まえ、平成25年度から開始予定の次期国民健康づくり運動のプラン策定に向けて、必要な作業を行うため、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会に「次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会」を設置する。

2. 検討事項

次期国民健康づくり運動プランに盛り込むべき目的や理念、目標などの在り方、運動の推進方策などに関する検討等。

3. 構 成

- （1）専門委員会の委員は別紙のとおりとする。なお、専門の事項について検討を行うため、必要があるときは、委員会の下にワーキンググループを置くことができる。
- （2）委員長は、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会運営細則（平成23年10月14日地域保健健康増進栄養部会長決定）第3条に従い、専門委員会委員の中から部会長が指名する。
- （3）委員長に事故があるときは、専門委員会委員のうちからあらかじめ委員長が指名したものがその職務を行う。

4. 委員会の運営等

- （1）専門委員会は委員長が招集する。なお、審議の必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。
- （2）専門委員会の議事は公開とする。ただし、特段の事情がある場合には、委員長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができる。
- （3）専門委員会の庶務は、健康局総務課生活習慣病対策室において総括し、及び処理する。

次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会の今後の日程（案）

- 第1回：平成23年11月25日（金）
内 容：目的、基本的な方向及び目標について
- 第2回：平成23年12月7日（水）
内 容：目的、基本的な方向及び目標について
- 第3回：平成24年1月12日（木）
内 容：次期国民健康づくり運動プランの骨子（中間とりまとめ）（案）
- 第4回：平成24年2月15日（水）
内 容：次期国民健康づくり運動プラン（素案）
- 第5回：平成24年3月19日（月）
内 容：次期国民健康づくり運動プラン最終（諮問）案

<参考>厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会の今後の日程（案）

- 第30回：平成23年10月14日（金）（開催済み）
- 第31回：平成23年12月21日（水）
- 第32回：平成24年1月23日（月）
- 第33回：平成24年2月28日（水）
- 第34回：平成24年4月下旬～5月下旬 頃
内 容：次期国民健康づくり運動プラン（基本的方針）案の諮問・答申